

～2021年10月27日

2021年10月28日～

## 料金表

## 通則

## (利用料金の設定)

1 利用料金については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

## (料金の計算方法等)

2 当社は、シェアードI P-P B X契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます）及び使用料（以下5まで「定額利用料等」といいます）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日シェアードI P-P B Xサービスの提供の開始又は付加機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日契約の解除又は付加機能の廃止（端末設備についてはその廃止）があったとき。

## 料金表

## 通則

## (利用料金の設定)

1 利用料金については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

## (料金の計算方法等)

2 当社は、シェアードI P-P B X契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます）及び使用料（以下5まで「定額利用料等」といいます）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表第1表（料金）5-1（適用）に定める携帯通話定額割引の定額料については、日割りしません（第83条の規定に係るものを除きます。）。

(1) 料金月の初日以外の日シェアードI P-P B Xサービスの提供の開始又は付加機能の提供の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日契約の解除又は付加機能の廃止（端末設備についてはその廃止）があったとき。

<p>(3) 料金月の初日にシェアードIP-PBXサービスの提供の開始又は付加機能の提供の開始を行い、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。</p> <p>(4) 料金月の初日以外の日にシェアードIP-PBXサービスの品目の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。</p> <p>(5) 第79条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表（3欄及び4欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます）に該当するとき</p> <p>(6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p>	<p>(3) 料金月の初日にシェアードIP-PBXサービスの提供の開始又は付加機能の提供の開始を行い、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。</p> <p>(4) 料金月の初日以外の日にシェアードIP-PBXサービスの品目の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。</p> <p>(5) 第79条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表（3欄及び4欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます）に該当するとき</p> <p>(6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p>
---	---

<p>第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます）</p> <p style="text-align: center;">5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>5-1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 接続通信時間の測定等</td> <td> <p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打</p> </td> </tr> </table>	(1)～(3) (略)	(略)	(4) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打</p>	<p>第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます）</p> <p style="text-align: center;">5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>5-1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) 接続通信時間の測定等</td> <td> <p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打</p> </td> </tr> </table>	(1)～(3) (略)	(略)	(4) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打</p>
(1)～(3) (略)	(略)								
(4) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打</p>								
(1)～(3) (略)	(略)								
(4) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについては、接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打</p>								

ち切った時刻を含みます) までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

ただし、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ3タイプ4については、相手先との相互の通信が確立されない場合であっても、第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置と転送先との通信の確立があったダイヤルアウトについて、接続通信時間を測定します。

ち切った時刻を含みます) までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

ただし、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ3タイプ4については、相手先との相互の通信が確立されない場合であっても、第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置と転送先との通信の確立があったダイヤルアウトについて、接続通信時間を測定します。

(5) 携帯通話定額  
割引の適用

ア 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。)からこの割引の申出があった第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ3のタイプ5を除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、この割引の申出があった日を含む料金月の翌月以降、第6種シェアードIP-PBX契約者の利用する第6種シェアードIP-PBXサービスからの対象の通話に対し5-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用しません。

<u>定額料(月額)</u>	<u>900円(990円)</u>	<u>1の契約ごと</u> <u>1chあたり</u>
----------------	-------------------	--------------------------------

		<p><u>イ 第79条（利用料金の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受ける第6種シェアードIP-PBX契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、その第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3のタイプ5を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る割引の適用を受けている料金月について、定額料の支払いを要します。</u></p> <p><u>ウ アの対象となる通話はこの割引の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者及びこの割引の利用の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号へのダイヤルアウト通信とします。</u></p> <p><u>エ ウの株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号はこの割引の適用を受ける料金月の前月末日までに株式会社NTTドコモと契約を行った携帯電話等契約に係る電気通信番号となります。</u></p> <p><u>オ ウの第6種シェアードIP-PBX契約者における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号数、この割引の利用の申出を行った第6種シェアードIP-PBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等の数及びその法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号数に上限はありません。</u></p>
--	--	---

		<p><u>カ この割引の提供にあたって、この割引の申出を行った第6種シェアードIPーPBX契約者及びこの割引の申出を行った第6種シェアードIPーPBX契約者から申出のあった法人番号の指定を受けた法人等における株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号情報について当社が株式会社NTTドコモから提供を受けることについて第6種シェアードIPーPBX契約者は同意するものとします。この場合において、第6種シェアードIPーPBX契約者はこの割引適用の申出を行った法人番号の指定を受けた法人等に同意をとるものとします。</u></p> <p><u>キ この割引の適用を受ける第6種シェアードIPーPBX契約者及び第6種シェアードIPーPBX契約者から申出を行う法人等は国税庁の指定した法人番号及びTSR（株式会社東京商工リサーチ）が運営・管理しているD-U-N-S® Numberの払出しを受けている必要があります。</u></p> <p><u>ク この割引の適用を受ける第6種シェアードIPーPBX契約者及び第6種シェアードIPーPBX契約者から申出を行う法人等の名義と株式会社NTTドコモとの携帯電話等契約に係る電気通信番号の契約者の名義は一致している必要があります。当社はD-U-N-S® Numberが一致していることをもって名義が一致していることを確認します。</u></p> <p><u>ケ 当社はこの割引の適用を受ける第6種シェアードIPーPBX契約者が通信を行うことを目的とせずに通信を著しく繰り返</u></p>
--	--	--

			<p><u>す行為その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）を行っている」と合理的に判断した場合、この割引を適用しないことがあります。</u></p>
<p>(5) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>	<p>(6) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

	<p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>		<p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p><u>(6)</u> 国内通話に関する料金の減免</p>	<p>緊急通報用電話番号への通話については、第79条(利用料金の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>	<p><u>(7)</u> 国内通話に関する料金の減免</p>	<p>緊急通報用電話番号への通話については、第79条(利用料金の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>
		<p><u>附 則 (令和3年10月28日 A P S 1 第00841636号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年10月28日から実施します。</u></p> <p><u>(特約に関する適用)</u></p> <p><u>2 共通編第51条の2(特約)の規定に基づき、当社と第6種シェアードIP-PBXサービスに関する特約を締結している場合であって、当社が申込みを承諾したときは、別冊(シェアードIP-PBXサービス)に定める携帯通話定額割引を適用します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>	